(付 個 人 住 民 税 の

	_ p :	_		八 L 八 W V
区分	平成23年	24	25	26
給 与 所 得 控 除	給与等の収入金額が 180万円までの場合 360万円までの場合 660万円までの場合 1,000万円までの場合 1,000万円超の場合 最低保障額 40% 30%+180,000円 20%+540,000円 10%+1,200,000円 5%+1,700,000円 650,000円	同左	給与等の収入金額が、 180万円までの場合 30%+180,000円 660万円までの場合 20%+540,000円 1,000万円までの場合 10%+1,200,000円 1,500万円までの場合 5%+1,700,000円 2,450,000円(一定) 最低保障額 650,000円 (24年度改正において措置)	同左
給与所得者の特定支出控除	給与所得の金額の計算上、特定支出の額 が給与所得控除を超える場合には、申告 により、その超える部分を控除すること ができる。	同左	同左 (注)特定支出の範囲に、 弁護士、公認会計士、 税理士などの資格経費 費及び勤務必要接費 で、適用判定の基準 を追加。 また、適用判定の基準 を給与所得控除額の2分万 円超の場合は125万円 とする。 (24年度改正において措置)	同左
専 従 者 控 除(青色申告特別控除)	青色事業専従者給与 青色事業専従者給与額のうち、労務の 提供の程度等からみて労務の対価として 相当であると認められる金額 白色事業専従者控除 (配偶者の場合 860,000円) 最高限度 (事業所得等の金額 1 1 + 事業専従者の数 青色申告特別控除 ① 事業を営む青色申告者で、これらの所得に従い記録している者 650,000円	同左	同左	同左
公的年金等控除	(65歳未満の者) 公的年金等の収入金額が、 1,300,000円までの場合 4,100,000円までの場合 7,700,000円までの場合 7,700,000円超の場合 (65歳以上の者) 公的年金等の収入金額が、 3,300,000円までの場合 4,100,000円までの場合 7,700,000円までの場合 7,700,000円までの場合 7,700,000円超の場合 1,200,000円 25%+375,000円 15%+785,000円 15%+785,000円 5%+1,555,000円 5%+1,555,000円	同左	同左	同左

及び税率の推移

控 除 及 び 税 率)

27	28	29	30	令和元年
同 左	給与等の収入金額が、 180万円までの場合 40% 360万円までの場合 30%+180,000円 660万円までの場合 20%+540,000円 1,000万円までの場合 10%+1,200,000円 1,200万円までの場合 5%+1,700,000円 1,200万円超の場合 2,300,000円(一定) 最低保障額 650,000円 (26年度改正において措置)	給与等の収入金額が、 180万円までの場合 40% 360万円までの場合 30%+180,000円 660万円までの場合 20%+540,000円 1,000万円までの場合 10%+1,200,000円 2,200,000円(一定) 最低保障額 650,000円 (26年度改正において措置)	同 左 (注) (令和2年分以後適用) 給与等の収入金額が、 180万円までの場合 360万円までの場合 360万円までの場合 660万円までの場合 850万円までの場合 850万円までの場合 850万円超の場合 10%+1,100,000円 850万円超の場合 10%+1,100,000円 (元) 最低保障額 (所得金額調整控除) ① 給与等の収入金額が850万円を超える居住者である扶養親族等を有する場合等除にした金額から控除する「お子等の収入金額が850万円を担除した金額から控除する「15万円を上限」。 ② 給与等の収入金額が850万円を上除した金額から控除する「15万円を上限」。 ② 給与等には、給与所得を強敵が10%に相当する金額を発験が会的方円を控除した金額がら控除する「15万円を上限」。 ② 給与等に係る維所得の金額が自20万円を上限)。 ② 給与等には、給与所得控除の合う論額が10万円を上限)。 ② 給与等には、給与所得控除の合う。 第40年度でよる、総与所得をの金額が10万円を上限)。 ③ (30年度では、10万円を上限)。	同 左
同 左	同左 (注)平成28年分以 後,適用判定の 基準を給与所得 控除をする。 (26年度改正において措置)	同左	同 左 (注) (令和2年分以後適用) 特定支出の範囲に,職務の遂行に直接必要な旅費等で通常必要と認められるものを 追加。 また,特定支出の範囲に含まれている単 身赴任者の帰宅旅費について,限度回数 (1月に4往復)を撤廃するとともに,帰 宅のために通常要する自動車を使用することにより支出する燃料費等の額を追加。 (30年度改正において措置)	同左
同 左	同左	同左	同 左 (注) (令和2年分以後適用) ① 事業所得又は不動産所得を生ずべき事業を営む青色申告者で、これらの所得に係る取引を正規の簿記の原則に従い記録している者 ② ①以外の青色申告者 (注) 上記①の者であって、次に掲げる要件のいずれかを満たす者 イ その年分の事業に係る仕訳帳及び総制定元帳について、電子帳簿の備付け及び保存を行っていること。 ロ その年分の所得税の確定申告書等の提出を、その提出期限までにe-Taxを使用して行うこと。 (30年度改正において措置)	同左
同 左	同 左	同左	同 左 (注)[令和2年分以後適用] ①公的年金等に係る維所得以外の所得に係る 合計所得金額が1,000万円以下である場合 〔65歳未満の者] 公的年金等の収入金額が 1,300,000円までの場合 4,100,000円までの場合 7,700,000円までの場合 7,700,000円までの場合 15%+685,000円 10,000,000円までの場合 (65歳以上の者) 公的年金等の収入金額が 3300,000円までの場合 4,100,000円までの場合 4,100,000円までの場合 4,100,000円までの場合 1,100,000円までの場合 1,100,000円までの場合 1,1955,000円 10,000,000円までの場合 1,1955,000円 10,000,000円超の場合 25%+325,000円 15%+685,000円 15%+685,000円 10,000,000円超の場合 25%+325,000円 15%+685,000円 1,955,000円 1,955,000円 2,000万円超の場合 上記①から10万円引下げ (30年度改正において措置)	同左

X	分	平成23年	24	25	26
		380,000円	同 左	同 左	同 左
	基				
	礎				
	控				
	除				
所		380,000円 年齢70歳以上の老人控除対象配 偶者 480,000円 同居している特別障害者である 控除対象配偶者 730,000円 同居している特別障害者である	偶者 480,000円 控除対象配偶者の所得要件 合計所得金額が38万円以下 であること	同左	同 左
	配	老人控除対象配偶者 830,000円 控除対象配偶者の所得要件 合計所得金額が38万円以下 であること	(注) 扶養控除の見直しに伴い、同居特別障害者加算の特別措置に代え、同居特別障害者批算の時害者控別である時害者控除(75万円)を創設。		
	偶	((0) 0 0 0 0	(22年度改正において措置)		
得	者				
	控				
	除				
控					
		最高 380,000円	同 左	同左	同 左
		合計所得金額1,000万円以下の 者について適用する。 控除対象配偶者以外の配偶者の			
除	配	所得金額に応じて以下のように 控除額を調整。 配偶者の所得 控除額			
続	偶	38~40万円未満 38万円 40~45 ″ 36 ″			
が	者	45~50 " 31 " 50~55 " 26 " 55~60 " 21 "			
	特	60~65 " 16 " 65~70 " 11 " 70~75 " 6 "			
	別	75~76 " 3 "			
	控				
	除				

27	28	29	30	令和元年
同 左	同左	同左	同 左 (注)(令和2年分以後適用) 合計所得金額が2,400万円以下で ある居住者 480,000円 合計所得金額が2,400万円超 2,450万円以下である居住者 320,000円 合計所得金額が2,450万円超 2,500万円以下である居住者 160,000円 合計所得金額が2,500万円超であ る居住者については基礎辞除の 適用はできないこととする。 (30年度改正において措置)	同 左
同 左	同注) た は は は ない は は ない は は か ま ない は は ない は ない は ない は ない は ない は ない は	同左	居住者の合計所得金額が900万円以下の場合 380,000円(老人控除対象配偶者: 480,000円)900万円超950万円以下の場合 260,000円(老人控除対象配偶者: 320,000円)950万円超1,000万円以下の場合 130,000円(老人控除対象配偶者: 160,000円)(注)合計所得金額が1,000万円を超える居住者については、配偶者控除の適用はできない。 控除対象配偶者の所得要件合計所得金額が1,000万円以下であり、居住者の合計所得金額が1,000万円以下であること。 (29年度改正において措置) (注)〔令和2年分以後適用〕控除対象配偶者の所得要件合計所得金額が48万円以下であり,居住者の合計所得金額が48万円以下であり,居住者の合計所得金額が1,000万円以下であり,居住者の合計所得金額が1,000万円以下であること。 (30年度改正において措置)	同左
同左	同た (注) 族になる特別の (注) 族に保育して、 (注) 族に保育して、 (注) 族に保育して、 (注) 族に保育して、 (注)	同左	居住者及び配偶者特別控除の対象となる配偶者の合計所得金額が900万円以下の場合配偶者の所得。38~85万円以下38万円38~90~36~95~100~105~110~115~110~115~110~115~110~115~110~115~110~115~110~115~110~115~110~115~120~6~120~123~3~26万円超950万円以下の場合38~85万円以下の場合38~85万円以下の場合38~85万円以下の場合38~85万円以下の場合18~90~95~21~95~100~18 8~100~105~110~111~111~111~111~111~111~111	

区	分	平成23年	24	25	26
所	配偶者特別控除(続)				
得	扶 養 控 除	控除対象扶養親族 (年齢16歳以上) 380,000円うち、特定扶養親族 (年齢19歳以上23歳未満) 630,000円うち、老人扶養親族 (年齢70歳以上) 大だし、老人扶養親族のうち、同居している老親等 580,000円(注) 同居特別障害者加算の特例措置に代え、同居特別障害者に対する障害者控除(75万円)を創設 (下欄参照)。(22年度改正において措置) (扶養親族の所得要件 投除対象配偶者の場合) と同様	同左	同左	同左
控 除 (続)	障害者、寡婦(寡夫)及び勤労学生控除	(注) (注) では、	同左	同左	同左

27	28	29	30	令和元年
			③居住者の合計所得金額が950 万円超1,000万円以下の場合 38~85万円以下 13万円 85~90 12 9 90~95 11 9 95~100 9 9 1 100~105 7 7 1 105~110 6 6 1 110~115 4 4 1 115~120 2 2 1 120~123 1 1 (29年度改正において措置)	
			(注) 〔令和2年分以後適用〕 配偶者特別控除の対象とな る配偶者の合計所得金額を48 万円超133万円以下とし、そ の控除額の算定の基礎となる 配偶者の所得の区分をそれぞ れ10万円引き上げる。 (30年度改正において措置)	
同左	同 左 (注)非居保留、	同左	同 左 (注) (令和2年分以後適用) (技養親族の所得要件 合計所得金額が48万円以下 しであること。 (30年度改正において措置)	同左
同左	(注) 非に対しては、	同左	控除額 同左該	同左

I <u>A</u>	分	平成23年	24	25	26
<u></u>	ガ	(1) 雑損控除		同 左	同 左
		(1) 維損控除 住宅、家財等の家庭用財産 の災害等による損失額のうち, 所得金額の10%を超える金額。 ただし,災害に直接関連して 支出された費用についての控 除額以は5万円のいずれか低い 金額を超える金額。 (2) 医療費控除 医療費のうち,所得金額の 5%相当額と10万円とのいず れか低い金額を超える部分の 金額(最高200万円)。	(1) 雑損控除 同 左 (2) 医療費控除 同 左 (注) 医療費控除の対象範囲 に、介護福祉士等が診療の 補助として行う喀痰吸引等 に係る費用の自己負担分を 追加。	同 左	同 左
	そ				
	の	(3) 生命保険料控除 ④ 一般の生命保険料	(3) 生命保険料控除 各保険料控除の合計適用限		
	他	~25,000円 支払保険料等全 の場合 額	度額は、12万円。 ① 平成24年1月1日		
	0	25,001円~ 支払保険料等× 50,000円の	以後に締結した保険契約等 (新契約) (イ) 一般生命保険料		
	所	50,001円~ 100,000円 の場合 支払保険料等× 1/4+25,000円	~20,000円 の場合支払保険料等 全額20,001円~支払保険料等		
	得	100,000円 超の場合 50,000円 (一律)	40,000円の ×1/2+10,000 場合 円 40,001円~ 支払保険料等		
	控	② 個人年金保険料 同 上	80,000円の ×1/4+20,000 場合 円		
	除		80,000円超 40,000円 の場合 (一律)		
			(ロ) 介護医療保険料 同 上 (ハ) 個人年金保険料 同 上		
			団 平成23年12月31日以前に 締結した保険契約等(旧契 約)		
			だがが 従前通り左の控除額を適用。 (22年度改正において措置)		
		(4) 地震保険料控除 家屋又は家財について支 払った地震保険料等(最高 50,000円) (注)平成18年末までに締結し た一定の長期損害保険契約 については従前どおりの控 除額が適用(地震保険料控 除と合わせて最高50,000円)	(4) 地震保険料控除 同 左		
		(5) 社会保険料控除 支払額の全額	(5) 社会保険料控除 同 左		

27	28	29	30	
27 同 左	28 同 左	(2) 医療費控除 同 左 (2) 医療費控除 同 ケー 年	30 同 左	令和元年 同 左
		(4) 地震保険料控除 同 左 (5) 社会保険料控除 同 左		

	л	₩.C.	0.4	05	00
<u> X</u>	分	平成23年	(c) 1 担牲人类共享依相人抽办	25	26
		(6) 小規模企業共済等掛金控除 次の掛金の支払額の全額 ④ 小規模企業共済契約に係 ② 小規模企業共済契約に係 金加入者階書者扶養共済制度 の掛金 (注) 小規模企業共済等掛金の 管者が支払った掛金を追加。	同 左 (注) 小規模企業共済等掛金の 範囲に、確定拠出年金の企 業型年金企業型年金企業刊まる企業型を企業型を企業型を会産業型を受ける。 金(いわゆるマッチング拠	回 左	(6) 小規模企業共済等掛金控除 同 左
所	そ	(7) 寄附金控除 ④ 国又は地方公共団体に対 する寄附金 団 指定寄附金	(7) 寄附金控除 同 左		(7) 寄附金控除 同 左 (注) 特定新規中小会社が発行 した株式を取得した場合に
得	Ø)	② 特定公益増進法人に対する寄附金○ 認定NPO法人に対する寄附金			おける控除について、次の 措置を講ずる。 1 適用対象となる総合特別 区域法の指定会社に係る同
1守	他の	③ 政治活動に関する寄附金 (特定の政治献金)○ 特定新規中小会社の特定			法の規定に基づく指定期限 を2年延長。 2 適用対象となる特定新規 株式の範囲に、沖縄振興特
	所	新規株式を払込みにより取得をした場合におけるその年中に取得に要した金額(1,000万円を限度)			別措置法に規定する指定会 社で平成26年4月1日から
控	得	について, 寄附金の額(所得金額の40%を限度) のうち, 2千円を超える部分の金額を			平成29年3月31日までの間 に同法の規定による指定を 受けたものにより発行され る株式を追加。
	控	所得控除する。 (注) 1 認定NPO法人等並びに一			
除	除 続	定の要件を満たす公益社団・ 財団法人,学校法人,社会福 祉法人及び更生保護法人に対			
(続)	1,24	する寄附について、新たに税 額控除制度を導入し、従来の 所得控除制度との選択制とす る。			
		2 特定が発いる 特定が発いる を 特定を が発いる を を が発いる を を が発いる を を が発いる を が発いる を が発いる を を が発いる を を が発いる を に は ま は に は ま の 能 定 に は ま る に は ま る に は ま る に は ま る に は ま る に は ま る に は ま る に は ま る に は ま る に は ま る に は に に の に に は ま る ら に に は に の の に は に の に に は に の の に に は に ら ら に ら ら に に に に に に の の に に に に に に に に の に に に に に に に に に に に に に			
税		④ 配当所得を上積とし、配当 所得以外の所得と合わせた課 税総所得金額が1,000万円に 達するまでの配当所得の金額 について10%、1,000万円を 超える部分の金額について	同左	同左	同左
	配	5% ・			
額	当	ただし、公募証券投資信託 の収益の分配、私募公社債等 運用投資信託の収益の分配、 特定外貨建証券投資信託の収益の分配、 特定投資信託又は 禁定目的信託の収益の分配、			
控	控	投資法人の配当等及び特定目 的会社の金銭の分配に係る前 当所得課税を選択した配当第にの 場分確課税を選択した配当前 得一年になかった配当所得は配 当控め対象とならない。 (指法)			
除	除	(注) 申告分離課税制度を選択 した配当所得は、配当控除 の対象とならない。〔措法〕 ※ 平成21年1月1日以後 に支払を受けるべき上場 株式等の配当等に係る配 当所得について措置)			

	1)1 + 0)	1E 19 (1967		
27	28	29	30	令和元年
(6) 小規模企業共済等掛金控除 同左	(6) 小規模企業共済等掛金控除 同 左	(6) 小規模企業共済等掛金控除 た (注) 対象とる 確定拠金 の 産業 年 の 企業 年 会 の 単元 と なる 型 田 に なる 人	(6) 小規模企業共済等掛金控除 同 左	(6) 小規模企業共済等掛金控除 同 左
(7) 寄南 大田	(7) おいます と は と は と は と は と は と は と は と は と は と	(7) 客所 会	がしに 域定株月認)式日経発該行行生の1月さと措 家定株れ2 式別定る株理 象規事平にも行塞以まも再社式正の一ず対別定にのす対かによ除 東京 かったの なすを30法にれ受3のを事よ地の年2に直の な法を発期 な総す行る 大きに	(7) 寄附金控除 同 左和元年度改正) 特定 名 元 元 年度改正) 特定 新規 中小会社が発行した株 式を取得した場合における 注解 通用 指定 近 公 4 指定 期限 を つ 和 3 年 3 月 31日 まで 2 年 延長。
同 左	同 左	同左	同 左	同左

引と認められない一定の取引に 係る外国所得税額を除く。)を課 せられた年分の育程税額の名を 題外源泉所得に対応する。一定 額上して税額一選去3年以内の 控除余裕枠は当年の控除株済額 は当年で控除できる。 なお,外国税額控除の適用を受けた外国所得税が減額された場 合には調整を行う。 (注) 税 1 外国税額控除の適用を受け た外国所得税が減額された場 合には調整を行う。 (注) 校 1 外国税額控除の適用を受け た年の翌年以後7年内の減額 に限る。 (21年度改正において措置) 2 複数の地率の中から納税者 と税務当局等との合意により 税率が決定される税にのる部分 象となる外国所得税から除外。 3 控除限度額の計算にいい て,最好国税額控除の適分を が決定される形にのる部分 象となる外国所得税から除外。 3 控除限度額の計算に て、租税条約の規定により条 約相手国等に課税権を認めた	76 元
引と認められない一定の取引に 係る外国所得税を除く。)を課 世られた年分の所得税額の含名 関東と町内内で対象者を 額の範掛内で、過去3年以内の 控除余法3年以内の控除未済額 は当年の基別をできた。 。なお,外国税税がその後の年 分には調整を行う。 (注) 外国税額控除の適用を受けた外国所得税が減額された場合には調整を行う。 (注) 外国税額控除の適用を受けた年の翌年以後7年内の減額に限る。 (21年度改正において措置) 2 複数の過年を対象のでは、1 を 2 複数の形式のより 税率が決氏に対応を加速のより 税率が決氏に対応を加速のより 税率が決氏に対応を加速のより 税率が決氏に対応を加速のより 税率が決氏に対応を加速のより 分をなる外国所得税から除外。 3 控除限度額の計算について、最初を対象となる外国所得税から除外。 3 控除限度額の計算について、租税条約の規定により条約相手国等に課税権を認めた	可 左
所得で当該条約相手国等において外国所得税を課されるものは、国外所得に該当。 (23年度改正において措置)	
(1) 住宅ローン減税 [制度の基本的内容] 居住者が、新築又は既存の居住用家屋の取得等をして、6ヵ月以内に居住の用に供した場合のその居住に係る借入を残高等を対象として次により算出した額を10年間(年間所得3,000万円以下の年に限る信が、2。 (適用期限:平成25年12月31日居住分) (注) 認定長期優良住宅に係る	1)住宅ローン減税 「制度の基本的内容」 同 左 (注)耐震基準に適合しな合いの合いでは、 一 古住宅も表現では、一 な合いでは、 でした場合の工事のでは、 でした場合の工事のでは、 でして、 に供いて、 に供いて、 には、 でも、 でも、 でも、 でも、 でも、 でも、 でも、 でも
に [控除額の計算] [控除期間] 10年間 ① 一般の住宅 (年末の住宅ローン等の残高) 5,000万円以下の部分 ・ 1 年目から10年目まで る 1 % [控除額の計算] [控除期間] 10年間 ① 一般の住宅 (年末の住宅ローン等の残高) 3,000万円以下の部分 ・ 1 年目から10年目まで 1 % [控除額の計算] [控除額の計算] [控除額の計算] [控除額の計算] ② 一般の住宅 (年末の住宅ローン等の残高) 2,000万円以下の部分 ・ 1 年目から10年目まで 1 % [控除額の計算] ② 控除額の計算] ② 一般の住宅 (年末の住宅ローン等の残高) 3,000万円以下の部分 ・ 1 年目から10年目まで 1 % [控除額の計算] ② 上腔除額の計算] ② 上腔除額の計算] ② 上腔除額の計算] ③ 上腔除額の計算] ③ 上腔除額の計算] ② 上腔除額の計算] ③ 上腔除額の計算] ④ 上腔除面の計算] ④ 上腔除面の計算	[控除額の計算] [控除期間] 10年間 ① 一般の住宅 平成26年1月から3月居住分 (年末の住宅ローン等の残高) 2,000万円以下の部分 ・1年目から10年目まで 1% 平成26年4月から平成29年居住 分 (年末の住宅ローン等の残高) 4,000万円以下の部分 ・1年目から10年目まで 1%

及び種	党 率 の	推移(続)		所 得 税 61
27	28	29	30	令和元年
同左	同左	同 左 (注) 控除限度額の計算の 基となる所得でその源 泉が国外所得金額と して定義。 (26年度改正において措置)	同 左	同左 (注)(令和元年度改正) [令和2年分以後適用] 我が国で所名でい金額に対すい金額に対すい金額に対すい金額に対するの対象での対象の対象の対象の対象の対象できた。 は額されるもの対象のできた。 は名に対するものだった。 は名に対するものできた。 は名に対するものできた。 は名に対するものできた。 は名に対するものできた。 は名に対するものできた。 は名に対するものできた。 は名に対するものできた。 は名に対するものできた。 は名に対するものできた。
(1) 住宅ローン減税 [制度の基本的内容] 同 左 (注) ・適用期限を令和元年6 月30日まで1年6月延長。 適用の際に、稅務署長が行政手続における番号名 及び住所等を確認すると とができるときは、住民 票の写しの添付を要しない。	(1) 住宅ローン減税 [制度の基本的内容] 同 左 (注1) 現行の居住者が満たす べき要件と同様の要件の 下で、非居住者が住宅の 新築取得等をした場合に ついても適用可能とする。 (注2) 適用期限を令和3年12 月31日まで2年6月時 規変更法において措置)	(1) 住宅ローン減税 [制度の基本的内容] 同 左 (注) 自宅ローン減税の適に 1 住宅ローン減税の高値に 2 世子の用くに 2 大きないででは 2 大家と大家と大家と大家と大家と大家と大家と大家とがでいる。 1 には 2 大家と大家と大家と大家と大家と大家と大家と大家と大家と大家と大家とのいる。 では、と後の事出りいい。 では、と後の事といい。 では、と後の事といい。 では、とのでは、とのでは、大家と大家と大家と大家と大家と、のによる場適と者性大変に では、といい、大家とない、で、後金屋で では、といいで、といいで、 2 上建文屋の作とこれ、、大家屋で のに、 2 上建文屋の作とこれ、、大家屋で のに、 2 上建文屋の作とこれ、、大家屋で のに、 2 上球で、 2 上球で、 2 上球で、 2 に、 3 に、 4 に、 4 に、 4 に、 5 に、 6 に、 6 に、 7 に、 6 に、 7 に、 8 に、 9 に、 9 に、 8 に、 8 に、 8 に、 8 に、 9 に、 8 に、 8 に、 8 に、 8 に、 9 に、 8 に、 8 に、 8 に、 8 に、 9 に、 9 に、 9 に、 8 に、 8 に、 8 に、 9 に 9 に	(1) 住宅ローン減税 [制度の基本的内容] 同 左	(1) 住宅ローン減税 [制度の基本的内容] 個人が、新築又は既存の居住所家屋の取得等住して、6ヵ月以内に居住の用に供した場合の高居住に係る借入金残高等を対象として次により背出した額を10年間で年間の年に限る。)にかり所得税額から控除する。
[控除額の計算] [控除期間] 10年間 ① 一般の住宅 (年末の住宅ローン等の残 高) 4,000万円以下の部分 ・1年目から10年目まで 1%	[控除額の計算] 同 左	[控除額の計算] 同 左	[控除額の計算] 同 左	[控除額の計算] 平成26年4月から令和元年 9月又は令和3年居住分 [控除期間] 10年間 ① 一般の住宅 (年末の住宅ローン等の残高) 4,000万円以下の部分 ・1年目から10年目まで 1 % ② 認定住宅 (年末の住宅ローン等の残高) 5,000万円以下の部分 ・1年目から10年目まで 1 % (注) 上記の控除額の計算又は費用の額に含まれる。 は費用のである場別である場別である。 は費用のである場別である。 ものであり、終額の場合のためりの場合のためり、の場合のためり、に変している。 は、平成25年と同じとなる。

区	分	平成23年	24	25	26
		② 認定長期優良住宅 (年末の住宅ローン等の残高) 5,000万円以下の部分 ・1年目から10年目まで 1.2% (注) 上記①一般の住宅及び② 認定長期優良住宅について、 所得税から控除しきれない 場合には、次のいずれか小	 ② 認定長期優良住宅 (年末の住宅ローン等の残高) 4,000万円以下の部分 ・1年目から10年目まで 1% (注)対象となる住宅に認定低 炭素住宅を追加。 	② 認定住宅 (年末の住宅ローン等の残高) 3,000万円以下の部分 ・1年目から10年目 まで 1%	② 認定住宅 平成26年1月から3月居住分 (年末の住宅ローン等の残高) 3,000万円以下の部分 ・1年目から10年目まで 1% 平成26年4月から29年居住分 (年末の住宅ローン等の残高)
		さい額を個人住民税から控除することができる(地方税法)。 ① 住宅ローン控除可能額の			5,000万円以下の部分 ・1年目から10年目まで 1% (注)
	住	うち所得税において控除し きれなかった額			1 上記①一般の住宅及び②認 定住宅について、所得税から 控除しきれない場合には、次 のいずれか小さい額を個人住 民税から控除することができ
税	宅				る(地方税法)。 ① 住宅ローン控除可能額の うち所得税において控除し きれなかった額 団 住宅ローン控除前の所得
	借入入				税額。ただし、次の金額を 上限とする。 イ 平成26年1月から3月 居住分…9.75万円 ロ 平成26年4月から29年
額	金				12月居住分…13.65万円 2 上記①一般の住宅及び②認 定住宅における平成26年4月 から29年居住分の借入限度額 等は、住宅の対価の額又は費
	等				用の額に含まれる消費税等の 税率が8%又は10%である場 合の金額であり、それ以外の 場合の借入限度額等は、平成
	K				25年と同じとなる。
控	係				
	る				
	税				
除	額控	(2) バリアフリー改修促進税制	(2) バリアフリー改修促進税制 同 左	(2) バリアフリー改修促進税制 同 左 (注) 適用期限を平成29年12月 31日まで4年延長。	(2) バリアフリー改修促進税制 (注) 下記のとおり控除率等を 見直し。 (25年度改正において措置)
(続)	除				
	続	[制度の基本的内容]	[制度の基本的内容]	[制度の基本的内容]	[制度の基本的内容]
		特定居住者が、その者の居住の用に供する家屋につい事等にの本で工事等につい事等にいい。6ヶ月以内に居住のバリアフリ以内に居住ののバリアリ以内に居住ののバリアリ以下の部分を対象として次により算出したを対象として次により算出したを関係を5年間(年間所得3,00万円以下の年に限る。)にわたり所得ただし、この特例をする。たっと、減税及びバリアフリする。修税額控除との選択適用とする。	同 左	同左	同 左

27	28	29	30	令和元年
② 認定住宅 (年末の住宅ローン等の残 5,000万円以下の部分 ・1年目から10年目まで 1% (注) 1 上記①一般の住宅及 (港校・大会に除しいったが、は、大会にいている。 (連)をは、大会にいるでは、大会にいて、大会にいる。では、大会にいる。では、大会にいる。では、大会に、大会に、大会に、大会に、大会に、大会に、大会に、大会に、大会に、大会に				(令和元年度改正) 令和元年度改正) 令和元年10月から令和2年 12月居住分 [控除期間] 13年間 ① 一般の住宅 (年末の住宅ローン等の残高) 4,000万円以下の部分 ・1年目から10年目まで かのいずれか少ないずれか少ないずれか少ないがでまって 一般のではでいるでいる。 ②年末の住宅ローン等の 一般のではでいるである。 一般のではでいるでは、 一般のでは、 一般を、 一般のでは、 一般を、 一般を、 一般のできた。 一般ので。 一。 一般ので。 一。 一般ので。 一般ので。 一般ので。 一。 一。 一。 一。 一。 一。 一。 一。 一。 一。 一。 一。 一。
所得税額。ただしり、 1365万円を上限とする。 2 上記①一般の住宅及び入 認定住宅における借人 限度額等は、住宅の対す。 の額又は費用の額になって、 が表別である場合の金額であり、の金額であり、 の金額であり、限度額は、 平成25年と同じとなる。				(年末の住宅ローン等の残高) 5,000万円以下の部分 ・1 年目から10年目まで 1% ・11年目から13年目まで 次のいずれか少ない金額 ④ 年末の住宅ローン等 の残高×1% ⑤ 住宅の取得等の対価 の額(税抜価格の5,000 万円を限度)×2%÷3
				(注) 1 13年紀 11 13年紀 11 13年紀 11 13年紀 11 11 14 14 14 14 15 15 16 16 16 17 17 18 17 18 17 18 17 18 18 18 18 18 18 18 18 18 18 18 18 18
税制 (注)	(2) バリアフリー改修促進 税制 同 左 (注)適用期限を令和3年 12月31日まで2年6月 延長。(消費税率引上げ 時期変更法において措 置)	(2) バリアフリー改修促進 税制 同 左	(2) バリアフリー改修促進 税制 同 左	
[制度の基本的内容] 同 左	[制度の基本的内容 同 左 (注)現行の居住者が満た すべき要件と同様の下で、非居住者 件の下で、非居住者を 住宅の新築取得等をし た場合についても適用 可能とする。	[制度の基本的内容] 同 左	[制度の基本的内容] 同 左	[制度の基本的内容] 同 左

区	分	平成23年	24	25	26
		[控除額の計算] (控除期間) 5年 ① 一定のバリアフリー改修工事に係る工事費用から補助金等を控除した金額(200万円を限度)に相当する住宅ローン等の残高…2% ② ①以外の住宅ローン等の残高…1%	[控除額の計算](控除期間) 5年同 左	[控除額の計算] [控除期間] 5年 同 左	[控除額の計算] (控除期間) 5年 <u>平成26年1月から3月居住分</u> (イ) 一定のバリアフリー改修 工事に係る工事費用から補助金等を控除した金額 (200万円を限度)に相当する住宅ローン等の残高… 2% (ロ) (小以外の住宅ローン等の 残高…1% 平成26年4月から29年居住分
	住				(イ) 一定のバリアフリー改修 工事に係る工事費用から補助金等を控除した金額 (250万円を限度)に相当す る住宅ローン等の残高…
税	宅				2 % (ロ) (イ)以外の住宅ローン等の 残高… 1 %
	入				(注) 平成26年4月から29年居住分の借入限度額等は、バリアフリー改修工事に係る費用の額に含まれる消費税等の税率が8%又は10%で
額	金				ある場合の金額であり、それ以外の場合の借入限度額等は、平成25年と同じとなる。
	等に	(3) 省工ネ改修促進税制	(3) 省工ネ改修促進税制 同 左	(3) 省エネ改修促進税制 (注) 適用期限を平成29年12月 31日まで4年延長。	(3) 省エネ改修促進税制 (注) 下記のとおり借入限度額 等を見直し。
	係				(25年度改正において措置)
控	る				
	税				
	額				
除(続	控	[制度の基本的内容] 居住者が、その者の居住の用 に供する家屋について一定の省	[制度の基本的内容] 同 左	[制度の基本的内容] 同 左	[制度の基本的内容] 同 左
	除 (続)	によりる水屋について、たい月 以内に居住の用に供した場合の その省エネ改修工事等に係る借 入金残高の1,000万円以下の部 分を対象として次により算出した額の合計額を5年間(年間所 得3,000万円以下の年に限る。) にわたり所得税額から控除する。 ただし、この特例は、住宅 ローン減税及び省エネ改修税額 控除との選択適用とする。 ※「一定の省エネ改修工事等」 とは、省エネ改修工事のう ち、改修後の住宅全体の省工			

27	28	29	30	令和元年
[控除額の計算] [控除期間] 5年 (イ) 一定のバリアフリー改修工事に係る工事費用金等を控除した金額(250万円を限度)の 超当する住宅ローン等の残高…2% (ロ) (イ)以外の住宅ローン等の残高…1% (注) 借入限度改響による消失のである消失である。 第一次でか。 第一次でか。 第一次でか。 第一次でか。 第一次でか。 第一次でか。 第一次でか。 第一次でか。 第一次でか。 第一次でか。 第一次でか。 第一次でか。 第一次でか。 第一次でか。 第一次でか	[控除額の計算] [控除期間] 5年 同 左	[控除額の計算] [控除期間] 5年 同 左	[控除額の計算] [控除期間] 5年 同 左	[控除額の計算] [控除期間] 5年 同 左
(3) 省エネ改修促進税制 (注) ・適用期限を令和元年6 月30日まで1年6月延長。 ・適用の際に、税務署長 が番号利用法の規定により氏名及び住所等を確認 することができるとき は、住民票の写しの添付 を要しない。	(3) 省エネ改修促進税制 同 左 (注)適用期限を令和3年 12月31日まで2年6月 延長。(消費税率引上げ 時期変更法において措 置)	(3) 省エネ改修促進税制 同 左 (注) ・適用対象となる工事に 特定の行う一変の で で で で で で で で で で で で で で で で で で で	(3) 省工ネ改修促進税制 同 左	(3) 省工ネ改修促進税制 同 左
[制度の基本的内容] 同 左	[制度の基本的内容] 同左 (注)現行の居住者が満た すべき要件と同様の目標を 件の下で、非居住者 間中に住宅の増改築 をした場合について 適用できることとする。	[制度の基本的内容] 同 左	[制度の基本的内容] 同 左	[制度の基本的内容] 同 左

区	分	平成23年	24	25	26
		[控除額の計算] ① 特定の省エネ改修工事に係る工事費用の額(200万円を限度)に相当する住宅ローン等の残高…2% ② ① ①以外の住宅ローン等の残高…1%	[控除額の計算] 同 左	[控除額の計算] 同 左	[控除額の計算] 同 左 <u>平成26年1月から3月居住分</u> (イ) 一定の省エネ改修工事に 係る工事費用から補助金等 を控除した金額(200万円 を限度)に相当する住宅 ローン等の残高…2% (ロ)()イ以外の住宅ロー ン等の残高…1%
税	住宅借				平成26年4月から29年居住分 (イ) 一定の省エネ改修工事に 係る工事費用から補助金等 を控除した金額(250万円 を限度)に相当する住宅 ローン等の残高…2% (ロ) (イ)以外の住宅ローン等の 残高…1%
額	入金				(注) 平成26年4月から29年居住分の借入限度額等は、省エネ改修工事に係る費用の額に含まれる消費税等の税率が8%又は10%である場合の金額であり、それ以外
识	等				の場合の借入限度額等は, 平成25年と同じとなる。
	に				
控	係				
	る				
	税				
除	額				
(続)	控				
	除(続)				

27	28	29	30	令和元年
[控除額の計算] (イ) 一定の省エネ改修工事 に係る工事費用から 金等を 控除した 金等を 控除した 金等を 控除した 金等の で保る工事とした 金属当 する住宅ローン等の残高・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	[控除額の計算] 同 左	[控除額の計算] 同 左	[控除額の計算] 同 左	[控除額の計算] 同 左
	(4) 三世代同居対応改修税制	(4) 三世代同居対応改修税 制	(4) 三世代同居対応改修税制	(4) 三世代同居対応改修税 制
	[制度の基本的内容] 個人が、その者の所有する居住用の家屋に関係を発にですります。 一個人が、不知の一個人が、不知の一個人が、不知の一個人が、不知の一個人の世界と、一個人の世界を一個人の世界を一個人の一個人の一個人の一個人の一個人の一個人の一個人の一個人の一個人の一個人の	[制度の基本的内容] 同 左	[制度の基本的内容] 同 左	[制度の基本的内容] 同 左
	[控除額の計算] (イ) 一定の三世代同居対応 改修工事に係る工事費用 (250万円を限度) に相当 する住宅借入金等の年末 残高…2% (ロ) (イ)以外の住宅借入金等 の年末残高…1%	[控除額の計算] 同 左	[控除額の計算] 同 左	[控除額の計算] 同 左

X	分	平成23年	24	25	26
	政治献金税額控除	個人の行う政治団体等に対する献金のうち、政党等に対する献金(特定寄附金と合わせて所得金額の40%を限度)については、寄附金控除に代えて、税額控除を選択することができる。 [控除額の計算] 税額控除額=(その年中に支出した政党等に対する献金の合計額-2千円)×30% 税額控除額は、納税者の納付する所得稅額の25%相当額を限度とする	同左	同左	同 左 (注)適用期限を令和元年12月 31日まで5年延長。
税	≅n	個人が支出した認定特定非営利活動法人等並びにPST要件や情報公開要件を満たす公益社団・財団法人、学校法人等、社会福祉法人及び更生保護法人(以下「認定NPO法人等」という。)に対する寄附金と特定寄附金と合わせて所得金額の40%を限度)については、寄附金控除に代えて、税額控除を選択することができる。	同 左	同左	同 左
額	認定	がりることができる。			
нх	N				
	P				
	O 法				
	人				
控	等				
1	に				
	寄				
	附を				
	l				
	た				
除	場				
続	合の				
	税				
	額				
	控				
	除				
		[控除額の計算] 税額控除額=(その年中に支 出した認定NPO法人等に対す る寄附金の合計額-2千円)× 40% 税額控除額は、納税者の納付			
		する所得税額の25%相当額を限 度とする。			

27	28	29	30	令和元年
同左	同左	同左	同左	同左 (注)(令和元年度改正) 適用期限を令和6年12月 31日まで5年延長。
同 左 (注) 対象となる学校法人等 (保育所を設置含む。) のPSTの絶対に要する判定とを含性(3,000 円以上のの寄者の数が100人以上でのいずれる。 イ 3,000円以基以上でのいずれる。 イ 3,000円以基以上の寄附を 数が100人等なが100人等ながは、「定員をいきとした。 したいののでは、「企成との判定をののでは、「企成との判定をののでは、「企成との判定をののでは、「企成との判定をののという。」 「上記に係る方円以上であること	同(注) 位 (注) (1) 対象となる公益社社会となる公益社社会となる公益社社会となる公益社社会となる会校び公ののの思想以等によるのでは、 (3000円基以等のののでは、 (3000円基以等ののでは、 (3000円基以等ののでは、 (3000円基以等ののでは、 (3000円基以等ののでは、 (3000円基以等のでは、 (3000円基以等)のでは、 (3000円基以等のでは、 (4000円基以等のでは、 (4000円基以等のでは、 (4000円基以等のでは、 (4000円基以等)のでは、 (4000円基以等)のでは、 (4000円基)のでは、 (4000円基)を、 (4000円基)のでは、 (4000円基)を、 (4000		同左	同左
[控除額の計算] 同 左	[控除額の計算] 同 左			

特定居住者が、その者の居住の用に供する家屋について一定のバリアフリー改修工事を行い、6ヶ月以内に居住の用に供した場合のそのバリアフリー改修工事に係る費用の額から補助金等の額を控除した金額と標準的な工事費用相当額のいずれか少ない金額(200万円を限度。以下、「改修工事限度額」という。)の事10%相当額を所得税額から控除する(年間所得3,000万円以下の年に限る)。ただし、住宅ローン減税及びバリアフリー改修促進税制	24				
集された住宅の一定の耐震改修費 用から補助金等を控除した金額 と標準的な工事金額(200万円を限度)の10%相当額での時ずる。 (平成23年6月30日以後平成25年12月31日までの間に対象のに係る契約を締結する場合に対して、解析の作成して、中でのでは、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、で		区 分	24	25	26
除	バリアフリー改修税額控除 同 左	前震改修税額控除 特定の改修工	リー改修税額控除(・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	同 左 (注)適用期限を平成29年12月 31日まで4年延長。 (1) バリアフリー改修税額控限 同 左	(1) 平成26年1月から平成26年3月までの間に耐震改修を行った場合同左 (2) 平成26年4月から平成29年12月までの間に耐震改修を行った場合居住者が、昭和56年以前に建築された住宅の一定の耐震改修工事をした場合、標準的な工事費用相当額から補助金等の額を控除した金額(250万円を限度)の10%相当額を所得税額から控除する。ただし、耐震改修工事に要した費用の額に含まれる消費税等の税率のうちに8%又は10%が含まれる場合の金額であり、それ以外の場合は、上記の250万円は200万円となる。
					な工事費用相当額から補助金 等の額を控除した金額(200 万円を限度。)の10%相当額 を所得税額から控除する(年
(平成21年4月1日から平成24 場 年12月31日までの間にバリアフリー改修を行った場合に適用)		場			間所得3,000万円以下の年に限る)。 ただし、住宅ローン減税及
合り一以修を行った場合に適用)					たたし、住宅ローン減税及 びバリアフリー改修促進税制 との選択適用とする。
 					(注) バリアフリー改修工事に 要した費用の額に含まれる
額					消費税等の税率のうちに8%又は10%が含まれる場
控除					るの父は10%が含まれる場合の金額であり、それ以外の場合における改修工事限度額は150万円となる。

27	28	29	30	令和元年
居住者が、昭和56年以前に建築された住宅の一定の耐震改修 工事をした場合、標準的な工事 費用相当額から補助金等の額を 控除した金額 (250万円を限度) の10%相当額を所得税額から控除する。 ただし、耐震改修工事に要した費用の額に含まれる消費税等の税率のうちに8%又は10%が含まれる場合の金額であり、それ以外の場合は、上記の250万円は200万円となる。(平成26年4月1日から平成29年12月31日までの間に耐震改修を行った場合に適用) (注) ・適用期限を令和元年6月30日まで1年6月延長。・適用の際に、税務署長が番号利用法の規定により氏となる。 が住所等を確認することができるときは、住民票の写しの添付を要しない。		同 左	同左	同 左
(1) バリアフリー改修税額控除 特定居住者が、その者の居住の用に供する家屋についる 医性の用に供する家屋につい事を行い、6ヶ月以内・月以内・月以内・月以内・月以内・日本との 医性工事費を行い、6ヶ月以内・日本との一次工事費を開から整体をの額を連りの金工事費を開から控除する。 (200万円を限度。)の10%相当の一次の選別であり、在だし、住宅ローン減税制との選択適用とすからでは、10での選択適用とすが、リアフリー・では、10での選択であり、といりでは、10でのでは、10でのでは、10でのでは、10ででは、10でであり、それ以下のである。 (注1) ・適用が、100であり、それ以及のであり、それは、100であり、100であり、100であり、100であり、100であり、100では、100	同 左 (注) 適用期限を令和3年12月31日まで	(1) バリアフリー改修 税額控除 同 左	(1) バリアフリー改修 税額控除 同 左	(1) バリアフリー改修 税額控除 同 左

区	分	平成23年	24	25			26	
区 税 額 控 除 (続)	分 特定の改修工事をした場合の税額控除(続)	平成23年 (2) 省エネ改修税額控除 (21年度改正において創設) 居住者が、その者の居住の 用に供する家屋について一い、6ヶ月のそのとで、6ヶ月のそのとで、1年生産・1のでで、1年生産・1のでで、1年生産・1のでは、1のでは、1のでは、1のでは、1のでは、1のでは、1のでは、1のでは、	(2) 省エネ改修税額控除 同 左	 、改修税額技	戈29年12月	① の合 21行 用の6たにែを発え、材での大は 質等10でおは置いの合 12行 用の6たにែ変を発えれ、かず下た省適等10でおは置いの合 2 1 1 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2	では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	から3月った また、 また、 で場 からて、 ので、 ので、 ので、 ので、 ので、 ので、 ので、 ので

	-			
27 (2) 省エネ改修税額控除 居住者が、その者の居住の用に供する家屋に事を行い、6ヶ月以内に居住の用に供する家屋に事を行い、6ヶ月以内に居住の用に供するでは居住の用に供するでは居住の一定の省工をでは、6ヶ月以内に居住の工のでは日本の世間を登ります。(年代の一位のでは、1350万円を限度。(250万円を限した金額(250万円を限して、10%相とのでは、10%相のでは、10%相のでは、10%相のでは、10%相のでは、10%相のでは、10%相のでは、10%相のでは、10%相のでは、10%相のでは、10%相のでは、10%相のでは、10%相のでは、10%を行った場合に、10%を行った。10%を行った。10%を行った。10%を行った。10%を行った場合に、10%を行った。10%を行うによりには、10%を行うによりによりには、10%を行うには、10%を行うに	28 (2) 省エネ改修税額控除 同 左 (注 1) 現行の居住者が満たすべき要件 と同様の要件の下で、非居住者期間中に住宅の増改築等をした場合 についても適用できることとする。(注 2) 適用期限を令和3年12月31日まで2年6月延長。(消費税率引上げ時期変更法において措置)	29 (2) 省工ネ改修税額控除 同 左	30 (2) 省工ネ改修税額控除 同 左	令和元年 (2) 省工ネ改修税額控除 同 左
・適用の際に、税務署長が番 号利用法の規定により氏名及 び住所等を確認することがで きるときは、住民票の写しの 添付を要しない。	(3) 三世代同居対応改修税額控除 個人が、その者の所有する 居住用の家屋について事を 1 日本の 1	(3) 三世代同居対応 改修税額控除 同 左	(3) 三世代同居対 応改修税額控除 同 左	(3) 三世代同居対 応改修税額控除 同 左

区	分	平成23年	24	25	26
税	特定の改修工事をした場合の税額控除(続)	(21年度改正において創設)	同左	同左	同左
控 除 (続)	認定住宅の新築等をした場合の税額控除	(21年度改正において創設)居住者が、認定長期優良住宅の新築等をして、長期優良住宅の音及の促進に関する法律の施行日(平成21年6月4日)から平成23年12月31日までの間に居住の用に供した場合(新築等の日から6ヶ月以内に限る)には、その認定長期優良住宅について講じられた構造及び設備に係る標準的な費用の額(1,000万円を限度)の10%相当額を所得税額から控除(翌年繰越可)する(年間所得3,000万円以下の年に限る)。ただし、住宅ローン減税との選択適用とする。		同 左 (注)適用期限を平成29年12月 31日まで4年延長。	同 左 (1) 平成26年1月から3月まで居住分 同 左 (2) 平成26年4月から平成29年12月まで居住分 居住者が、認定長期優良年2月31日まで居住者が、認定長期優良年2月31日までの間に発生の用にららからに、正居住の日が終めらに、正居住の日がららからに、正路にの間に終わりに、正路にの間に終わりのでは、これによりでのでは、これによりでのでは、これによりでは、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般

27	28	29	30	令和元年
		(4) 耐久性向上改修税額控除 個人が、その者の所有する居住用の家屋についとない。 個人が、その者の所有する居住用の家屋についをでしたの耐食とは、一次では、6ヶ月とのでは、6ヶ月との別とでは、6ヶ月との別とでは、6ヶ月との間では、6ヶ月とでは、6ヶ月とでは、6ヶ月とでは、6ヶ月とでは、600万円を限度。では、500万円を限度。では、500万円を限度。では、第一個の方にでは、600万円を限度。では、第一個の方にでは、600万円を限度。(本場合は、600万円を限度。(本場合は、600万円を限度。))の10%相当額を所得得3,000万円を限度。(本場合は、600万円を限度。))の10%相当額を所得得3,000万円を限度。(本場合は、第一位、第一位、第一位、第一位、第一位、第一位、第一位、第一位、第一位、第一位	(4) 耐久性向上改修税額控除 同 左	(4) 耐久性向上改修税額控除 同 左
同 左 (注) 控件でのの (注) 性性でのの (注) ないででである。 ののは、ないのででである。 ののは、ないののは、ないでででででででででででででででででででででででででででででででででででで	同 左 (注1) 現 行のきの合き	同左	同左	同左

X	分	平成23年	24	25	26
	電子証明書を有する個人の電子申告に係る所得税額の特別控除	(19年度改正において創設) 電子申告により所得税の確定 申告書を各年の翌年3月15日ま でに提出する際、併せて本人の 電子署名と電子証明書とを送信 した場合に平成19年分から平平 成23年分については5,000円、平成 23年分については4,000円、 成13年分については4,000円、 成23年分については4,000円、 では3,000円、平成24年分は 3,000円に引き下げた上、そ の適用期限を2年延長。 (23年度改正において措置)	電子申告により所得税の確定申告書を各年の翌年3月15日までに提出する際、併せて本人の電子署名と電子証明書とを送信した場合に3,000円(その年の所得税額を限度)を所得税額から控除する。	電子証明書を有する個人の電子申告に係る所得税額の特別控除は、平成24年分をもって廃止。	-
~		(1) 退職所得 勤続年数1年につき, 勤続 年数20年まで40万円, 20年超 70万円を乗じた金額(最低限度額80万円, 障害者になった。 とにより退職する場合はさらに100万円加算)を収入金額から控除し,その控除後の 金額の2分の1相当額を課税 所得とし、分離課税とする。	(1) 退職所得 同 左	(1) 退職所得 同 左 (注) 退職手当等の支払者の役 員等(役員等としての勤税 年数が5年以下の者に役 員退職手当等に係るとしての 員退職手当等に係ると退職所 得の課税方法について退職 所得控除額を控除した残額 の2分の1とする措置を廃 止する。	(1) 退職所得 同 左
Ø	特	(2) 山林所得 収入金額から植林費等の必 要経費を控除した残額から50 万円を控除し、5分5乗によ り分離課税とする。	(2) 山林所得 同 左	(2) 山林所得 同 左	(2) 山林所得 同 左
他	別	(3) 譲渡所得 ① 総合課税 譲渡益から50万円を控除 し、その残額のうち、長期 譲渡所得に係る部分の金額	(3) 譲渡所得 ① 同 左	(3) 譲渡所得 ① 同 左	(3) 譲渡所得 ① 同 左
Ø	控	の2分の1に相当する金額 と短期譲渡所得に係る部分 の金額との合計額を総所得 金額に算入する。			
控	除	② ただし、土地・建物等に 係る譲渡のうち一定のもの については、譲渡益から特 別控除額(5,000万円特別 控除等)を控除して課税す る。	② 同 左	② 同 左	② 同 左
除	等	る。 (21年度改正において創設) 平成21年及び22年に取得した 土地等の長期譲渡所得について は、譲渡益から1,000万円を控 除する。			
		(4) 一時所得 収入金額からその収入を得 るために支出した金額を控除 した金額から50万円を控除 し、その残額の2分の1に相 当する金額を総所得金額に算 入する。	(4) 一時所得 同 左	(4) 一時所得 同 左	(4) 一時所得 同 左

27	28	29	30	令和元年
-	_	_	_	_
(1) 退職所得同 左	(1) 退職所得 同 左	(1) 退職所得同 左	(1) 退職所得同 左	(1) 退職所得同左
(2) 山林所得 同 左	(2) 山林所得 同 左	(2) 山林所得 同 左	(2) 山林所得 同 左	(2) 山林所得 同 左
(3) 譲渡所得 ① 同 左	(3) 譲渡所得 ① 同 左	(3) 譲渡所得 ① 同 左	(3) 譲渡所得 ① 同 左	(3) 譲渡所得 ① 同 左
② 同 左	② 同 左	② 同 左	② 同 左	②同 左
(4) 一時所得 同 左	(4) 一時所得 同 左	(4) 一時所得 同 左	(4) 一時所得 同 左	(4) 一時所得 同 左

区	分	平成23年		24	25	26
税率	一般の税率	課税総所得金額が、 195万円以下の金額 195万円を超える金額 330 / 695 / 900 / 1,800 /	5% 10 % 20 % 23 % 33 % 40 %	同左	同 左 (参考)復興特別所得税 ・平成25年(2013年)1月から令和19年(2037年)12月までの措置として,所得税額に対して2.1%の付加税。・納税義務者・源泉徴収義務者は所得税の納税義務者・源泉徴収義務者と同じ。	同左

27	28	29	30	令和元年
課税総所得金額が、 195万円以下の金額 5% 195万円を超える金額10% 330 / 20% 695 / 23% 900 / 33% 1,800 / 40% 4,000 / 45% (25年度改正において措置)		同左	同左	同左